

## 「NPOって何？」

最近よく耳にするNPO法人なる存在。しかし、その中身についてはあまり理解されてないようです。

そこで今回から3回シリーズで、しまねNPO活動支援センター樋口和広氏に協力していただき、NPOの現状や基礎知識について解説していきます。



しまねNPO活動支援センター

樋口 和広

### ●NPO法人とは？

NPOとは、非営利組織（Non Profit Organization）の意味で、その法人格は県知事（事務所が複数の都道府県にまたがる場合は内閣総理大臣）によって認証されます。

活動分野は17に特定（表1）されていますが、いずれも不特定多数の公益に寄与する目的であることが条件です。

非営利組織という、無償の活動を行う組織と誤解される方も多いのですが、決してそうではありません。サービスや物品を提供して対価を得ることも、有給職員の雇用も認められています。ただ、株式会社などの営利組織との違いは、出資者への配当など利益の再分配ができませんし、解散時に財産を国または地方公共団体、他の公益法人などへ寄付するところが義務づけられている点にあります。

また、NPO法人は全て非課税との誤解も多いのですが、原則事業収益には課



の他にも様々な義務を負っているのです。

### ●きっかけは阪神淡路大震災

特定非営利活動促進法（NPO法）が制定されるきっかけとなったのが、およそ10年前の阪神淡路大震災です。

当時、百万人ともいわれるボランティアが駆けつけ、復興に大きく貢献したことは広く知られています。言い換えれば、行政が全てを担うことの限界がはっきり認識されたき

税されますし、法人住民税なども支払う必要があります（場合によっては免除）。

つまり、NPO法人は社会問題や地域課題を解決しながら収益を上げることが可能な一方で、納税

っかけでもありました。ところが、市民活動がクローズアップされながら市民組織を法的に認める制度がなかったことから制定されました。

### ●「市民」が公益を判断し監督する

こうした経緯からNPO法人は公益法人と位置づけられながら、比較的簡単に法人格を取得できるようになっています。行政による「認可」と違って、市民がその中身を判断し、監督する「認証」との考え方をとっています。

具体的には、申請内容が2か月間、一般に公開（縦覧）され、問題がなければさらに2か月以内に知事（内閣総理大臣）は、認証する義務を負っているのです。

これは、欧米の様式を模しており、不心得な法人の設立といったリスクを差し引いても、公益をもたらす市民の自発的で自由な発想の元に非営利活動が促進されることを目指したものです。

（表1）

#### 特定非営利活動に該当する17分野

1. 保健、医療又は福祉の増進
2. 社会教育の推進
3. まちづくりの推進
4. 文化、芸術又はスポーツの振興
5. 環境の保全
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進
9. 国際協力
10. 男女共同参画社会の形成の促進
11. 子どもの健全育成
12. 情報化社会の発展
13. 科学技術の振興
14. 経済活動の活性化
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援
16. 消費者の保護
17. NPO等の運営や活動に関する連絡、助言又は援助

# 「NPOって何？」

今回もNPOの基礎知識について解説していきます。



しまねNPO活動支援センター

樋口和広さん

## ●NPO法人の活動

最近、「〇〇の活動をしたいのだが、NPO法人の設立は可能か」といった質問をよくいただきます。

前号でNPO法人の17分野について掲載しましたが、その内容は詳細に定められているわけではありません。また、その事業に関する方法論にも細かな制限はありませんから、法人の目的に合致していれば、物販や店舗経営なども可能です。つまり、対象者が特定のもの（同窓会など）や活動エリアが市町村単位以下に限定されているもの（自治会など）を除けば、ほとんどのNPO法人として行うことができます。

全国では約2万4千のNPO法人が設立されていますが、その内容は様々です。例えば障害者支援や人権擁護など、いわゆる市民活動的なもの

のもあれば、商品の販売やコンサルティングといった企業的なものもあります。

また、最近では使い捨て容器や割り箸などを減らすためにプラスチック食器のレンタルをしたり、嫁不足に悩む農村地域での結婚相談所開設など、地域課題解決と収益事業が一体化したいいわゆる「コミュニティビジネス」を実施している法人も増えています。

## ●法人設立を検討するポイント

では、法人設立をするかどうかを考えるとき、どういった点で判断したらよいのでしょうか。

### ①財産管理と契約行為

任意団体の場合、団体名で口座を開いたとしても、法的には個人口座になるため、団体が多額の資金や土地などを所有している場合には、法人格を取得して財産管理を行うことをお勧めします。

契約行為も同様で、任意団体では団体としての契約ができません。委託など契約が発生する場合には、法人格が必要とされる場合があります。

### ②事業の性質

例えば福祉移送サービスなど、

事業によっては、任意団体や株式会社ではできないものがあります。こうした事業を行う場合に法人格の取得が必要です。

この2つ以外の理由で法人設立を考えられる場合は、任意団体や営利組織でも活動出来る場合が少なくありません。

よく、「法人になると信用される」とか、「公共団体の委託を受けるのにイメージがいい」「助成や補助が受けやすいのでは」との理由で法人設立の相談を受けるケースがありますが、まず、法人格を取得するだけで得られる信用というのは知れていて、それよりも事業の質、しっかりした事務体制等によってできるものです。

また、補助や助成は期限があり、受けられたとしても数十万円程度で人件費が認められていない場合も多い一方、法人になると事業報告書等の提出や情報公開などが義務づけられますし、法人税もかかるなどのデメリットもありますのでお勧めできません。

そして、これらの話はあくまでも公益を第一に考える組織を前提としています。委託や補助を受ける目的で法人を設立するのは本末転倒だといえるでしょう。

## NPOって何？

今回もNPOの基礎知識について解説していきます。



しまねNPO  
活動支援センター

樋口和広さん

## ●注目されるNPO

私は3年前、島根にUターンしてきました。当時、19年ぶりの島根に驚いたことが2つあります。1つは高い過疎化・高齢化率、2つ目は厳しい島根の財政状況でした。

私がいた昭和50年代後半には、教科書に過疎地として島根県が取り上げられてはいたものの、県全体では人口が増えていました。が、今では減少の一途で、高齢化率も全国でダントツの1位。ここまでとは想像していませんでした。

また、県が財政の窮状を訴える新聞広告を出しているのを目にしたとき、正直言って違和感を覚えました。財政がピンチとしながらも決して安くはないであろう費用を広告に費やしていることが滑稽に思えたのです。

しかし、よく調べてみると、現状はそうしてでも啓発する必要があるほど大変厳しいものでした。

こうした中で地域が生き残って行くには、どうも市民自らが立ち上がることでないようです。かといって余暇のボランティアや住民活動だけでは全てを解決するのも難しいことから、NPO法人に注目が集まっているわけです。

## ●広がる「協働」の取り組み

地域の課題をNPOと行政がタッグを組んでいかに解決していくか、いわゆる協働に関する取り組みが全国的に広がっています。島根県でも今年4月には「県民いきいき活動促進条例」が施行されました。

また、雲南市では雲南市地域振興補助金によるNPO法人設立支援制度を設けておられます（問い合わせ先・政策企画部地域振興課 ☎0854-401-013）。NPOに対する調査で設立時の資金繰りが最も厳しいという結果も出ており、県内の市町村では先駆的な取り組みだと思います。

ただし、協働Ⅱ助成・事業委託と考える行政職員やNPO関係者も少

なくありませんが、気をつけなければならぬのは、NPOは自立して活動を継続できるような努力が必要ですし、行政側は空き施設の開放や利用時間の延長、市民提案のワンストップサービスなど、資金以外の財産や労力でNPO活動を支えるような体制がなければ協働の促進は難しいかもしれません。

## ●最後に

以前、お訪ねした雲南市のNPOで、法人設立時に古い電話帳の回収作業のため戸別訪問をされたと同じことがあります。これは、法人設立のPRと資金獲得、そして環境保全が兼ねられたNPO活動の模範的な活動だと思っています。

また、先日テレビで「たまごかけご飯フーム」の特集を拝見しました。専用醤油やシンポジウムのアイディアと事業性には心から感服しました。おそらく雲南市には他にもたくさん優れた事例があると思います。

今後、市民のみなさんの主体性により様々な活動や法人が誕生し、行政の有効な支援施策ともあいまって、ますますご発展されることをお祈り申し上げます。

(終)